

# 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会委員会設置規程

- 第 1 条 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会運営規約第 13 条に定める委員会の運営については、この規程に定めるところによる。
- 第 2 条 次の委員会を設置する。  
研修委員会  
広報委員会  
総務委員会
- 第 3 条 委員(委員長, 副委員長を含む)は、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とする。  
2 各委員会はそれぞれ若干名とする。なお、会長が必要と認めた場合には、委員を新たに委嘱し理事会で報告するものとする。  
3 委員会に委員長1人, 副委員長1人を置き、委員長は担当理事がその任にあたる。
- 第 4 条 委員会は、会長の承認を得て、委員長が招集する。
- 第 5 条 委員会で研究協議した事項は、理事会において報告する。
- 第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

- この規程は、平成14年4月1日から施行する。  
平成18年4月1日一部改正  
平成22年5月18日一部改正  
平成31年4月1日一部改正